議第139号 呉市インキュベーション施設設置条例の一部を改正する条例の制定 について

1 改正の趣旨

呉市インキュベーション施設は、呉サポート・コア、呉チャレンジ・コア及び 呉ジャンプ・コアで構成され、開設当初は約70パーセント程度の施設の使用 (商談交流室を除く。以下「入居」といいます。)がされており、当面は同様の 状況で推移していましたが、社会経済情勢の変化等により入居率が低下していま す。

このため、これらの施設の利用率を向上させるため、入居要件を緩和するとと もに、呉サポート・コアの商談交流室について入居者以外の使用を可能にするこ ととし、これに係る使用料の額を定めるなどの規定の整備を行うものです。

2 インキュベーション施設の概要

	施 設 名	呉チャレン	ジ・コア**	呉サポー	ト・コア	呉ジャン	プ・コア
1	設置場所	呉市西中央1丁目3番11号		呉市阿賀南2丁目10番1号			
		(呉駅西中央ビル2・3階)		(広島県立総合技術研究所西部工業技術センター内)			
2	開設日	平成14年4月1日		平成13	年4月1日	平成17年	F4月1日
3	使用対象者等 ※主な利用(メージ	創業及び新商品開発等のために使 (起業家支				新商品製造等に係る事業展開のために使用しようとする者等 (賃貸工場)	
		※SOHO事業者		※ものづくり事業者		※優れた技術力を持つ企業など	
(4)	主要な設備等	・インターネット接続 (無料)		· 1 階振動低減床,動力電源(三相200V)		・ (A棟) 2階建て	2.8tクレーン トラック用大型
		· 個別空調,機械警備 (24時間入退室可能)		・2階〇Aフロア		・ (B棟) 平屋建て	開戸
(5)	使 用 料	月額10,000円~28,000円 (1 ㎡当たり約900円)		月額31,000円~63,000円 (1 ㎡当たり約800円)		月 額70,000円 ~278,000円 (年数によって変動)	
6	部屋面積等	11.9~30.7㎡(16室)		39.4~79.2㎡(10室)		56.2~234.8㎡(5室)	
7	入居数 (H29.10) (入居率)	3室	(18.8%)	2室	(20.0%)	2室	(40.0%)
8	許 可 期 間 (最 長)	原則3年以内(6年間)		原則3年以内(6年間)		原則5年以内(9年間)	

※呉チャレンジ・コアは平成31年度末をもって廃止予定 (平成29年8月産業建設委員会行政報告)

3 改正の内容

(1) 入居要件緩和に係る改正概要

呉サポート・コア及び呉チャレンジ・コアの入居については、これまでは「創業」と「新商品開発等」の両方の要件を満たす必要がありましたが、いずれか一つの要件を満たせば入居できることとします。

また, 呉ジャンプ・コアの入居については, 「新商品製造等」に係る事業展開を目的とした事業者に限定されていましたが, 「創業」を目的とした事業者も入居できることとします。

(2) 呉サポート・コア商談交流室の使用に係る改正概要

呉サポート・コア施設内にある商談交流室(約50平方メートル)について、 これまでは入居者のみが利用できることとしていましたが、商談会や創業又は 新商品開発等のための講習会の目的であれば、入居者以外の事業者にも使用を 認めることとし、当該商談交流室の使用に係る使用料の額を定めます。

施行期日 4

公布の日

新旧対照表 5

現行 改正案 (対象者) (対象者)

- び呉チャレンジ・コアを使用できる者 は、次の各号に掲げる要件のいずれか を備えた者とする。
 - (1) 創業及び新商品開発等のために使 用しようとする者
 - (2) (略)
 - (3) (略)
- 2 施設のうち呉ジャンプ・コアを使用2 施設のうち呉ジャンプ・コアを使用 できる者は、次に掲げる要件のいずれ かを備えた者とする。
 - (1) 新商品製造等に係る事業 展開のために使用しようとする者
 - (2) 市長が特に必要があると認めた者

(届出)

- 市長に届け出なければならない。
 - $(1) \sim (3)$ (略)
 - (4) 許可期間の中途において退去する| とき。
 - (5)(略)

(補償責任)

第14条 施設において、停電、電磁波|第14条 施設において、停電、電磁波 障害その他の事故等により使用者の機 器等が損傷した場合, 市長又は指定管 理者は,入居者に対してこれの補償は 行わない。

第2条 施設のうち呉サポート・コア及席2条 施設のうち呉サポート・コア及 び呉チャレンジ・コアを使用できる者 は、次の各号に掲げる要件のいずれか

を備えた者とする。

(1) 創業又は新商品開発等のために使 用しようとする者

- (2) (略)
- (3) 商談会又は創業若しくは新商品開 発等を支援するための講習会を開催 しようとする者(商談交流室を使用 する場合に限る。)
- (4) (略)

できる者は,次に掲げる要件のいずれ かを備えた者とする。

- (1) 創業又は新商品製造等に係る事業 展開のために使用しようとする者
- (2) 市長が特に必要があると認めた者

(届出)

- 第8条 使用者は、次の各号のいずれか 第8条 使用者は、次の各号のいずれか に該当する場合は、速やかにその旨を に該当する場合は、速やかにその旨を 市長に届け出なければならない。
 - $(1) \sim (3)$ (略)
 - (4)許可期間の中途において使用を終 了するとき。
 - (5) (略)

(補償責任)

障害その他の事故等により使用者の機 器等が損傷した場合, 市長又は指定管 理者は、使用者に対して その補償は 行わない。

別表(第6条関係)

1 呉サポート・コア

<u>//ンキュベーション</u> <u>ルーム</u>	月額使用料
1号室	63,000円
2号室,8号室	41,000円
3号室	40,000円
4 号 室,5 号 室,9 号	42,000円
室,10号室	
6号室	31,000円
7号室	32,000円

2 · 3 (略)

別表(第6条関係)

1 呉サポート・コア

<u>区分</u>	使用料
1号室	月額 63,000円
2号室,8号室	月額 41,000円
3号室	月額 40,000円
4号室,5号室,9号	月額 42,000円
室, 10号室	
6号室	月額 31,000円
7号室	月額 32,000円
商談交流室	日額 1,400円
0 (m/z)	

2 · 3 (略)